

高浜エコハウス エコステーション

エコステーションは、不要となった物品を必要とする方へ持ち主を乗り換えるための中継駅です。

欲しい物を無料で貰い、再使用してエコ生活をしましょう。

と き 3月17日(日) 午前10時～午後4時

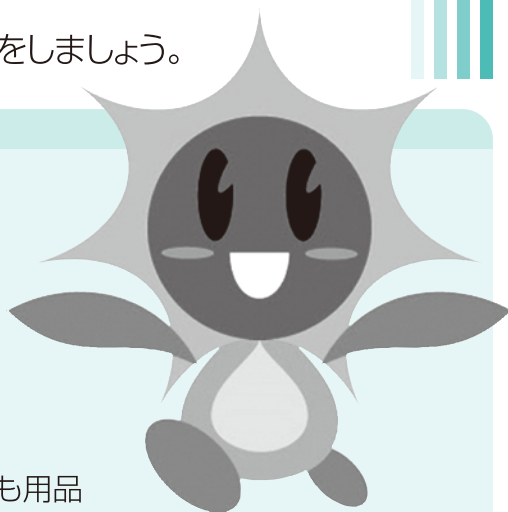
※午前8時30分より整理券を配布。

と ころ 高浜エコハウス

費 用 入場・不用品の引き渡しともに無料

出展物品 衣類、食器類、書籍、日用雑貨、インテリア、
おもちゃ、スポーツ・アウトドア用品、育児・子ども用品

※上記の品目について、まだ使用できる不用品がある場合は、3月1日(金)より高浜エコハウスに提供をお願いします。割れ、欠け、ひどい汚れ、壊れているなど、明らかに使用不能な物品については返却する場合があります。家電、家具、設備機器などは受付できません。



問合せ先 ・高浜エコハウス(月・木曜日休館) ☎52-2299
・市役所市民生活グループ ☎52-1111(内線264)

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んで下さい!



編集・発行 / 高浜市役所地域政策グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110

<http://www.city.takahama.lg.jp/>

電子メール info@city.takahama.lg.jp

早期配布にご協力ください。

表紙

自治基本条例を広め隊 出陣!

平成23年4月1日に施行された「高浜市自治基本条例」。市民が主体となった自治を育み、「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市を、みんなで力を合わせて築いていくためのまちづくりのルールです。

次世代を担う子どもたちに地域のまちづくりに関心を持ってもらい、また、子どもを通じて、大人(保護者)にも関心を持ってほしい、地域活動に参加するきっかけとしてほしい、という思いから、平成25年度より各小学校で市民有志による「出前授業」を開始します。(写真は平成24年度モデル校の高浜小学校で実施したようすです。)



広報たかはまは植物油インキを使用しています。